

旭川医科大学入学試験室要項

(令和8年4月15日事務局長裁定)

(設置)

第1 旭川医科大学学務課に、入学試験室を置く。

(業務)

第2 入学試験室は、次に掲げる事項についての事務を行う。

- (1) 入学者選抜についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 入学者選抜の実施に関すること。
- (3) 入学者選抜方法の改善についての企画・立案に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る委員会に関すること。
- (5) 入学者選抜に係る調査統計その他報告に関すること。
- (6) その他入学者選抜に関すること。

(組織)

第3 入学試験室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

(室長)

第4 室長は、学務課長又は同課々長補佐のうちから事務局長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、上司の命を受け、入学試験室の事務を統括する。

(室員)

第5 室員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学務課専門職員(入試担当)
- (2) 学務課入学試験係の構成員

2 室員は、室長の命を受け、入学試験室の事務をつかさどる。

(委嘱)

第6 室長及び室員は、事務局長が委嘱する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、入学試験室の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【制定理由】

令和8年4月1日事務局組織改組に伴い、入学試験室が設置されることから、必要な事項を定めるものである。